

## 山梨科学アカデミー賞表彰要綱

### (目的)

第1条 この賞は、学術研究、技術開発、教育等の分野において著しい貢献の実績を挙げた者で、山梨県に係わりをもつ個人又はグループを表彰することを目的とする。

### (名称)

第2条 賞の名称は、山梨科学アカデミー賞とする。

### (表彰の方法)

第3条 表彰には、表彰状並びに副賞を贈呈する。

### (推薦)

第4条 山梨科学アカデミーの正会員は、定められた期日までに候補者の推薦調書を会長に提出する。

2 推薦調書の提出期日及び推薦調書の様式は、別に定めるものとする。

### (選考)

第5条 受賞者の選考は、次により行う。

(1) 会長は、受賞候補者を選考するため、選考委員会を設ける。

(2) 選考委員会は、推薦調書に基づき審査を行ったうえ、受賞候補者を会長に報告する。

(3) 会長は、選考委員会から報告のあった者につき、理事会の議を経て、受賞者を決定する。

### (表彰の時期)

第6条 毎年一回、本会の総会の席上において行う。

### (要綱の改廃)

第7条 本要綱の改廃は理事会において決定する。

### (その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成7年11月28日から施行する。

## 山梨科学アカデミー奨励賞表彰要綱

### （目的）

第1条 この賞は、学術研究、技術開発、教育等の分野において優れた成果を収め将来を嘱望される者で、山梨に係わりをもつ個人又はグループを表彰することを目的とする。

### （名称）

第2条 賞の名称は、山梨科学アカデミー奨励賞とする。

### （表彰の方法）

第3条 表彰には、表彰状並びに副賞を贈呈する。

### （推薦）

第4条 山梨科学アカデミーの正会員は、定められた期日までに候補者の推薦調書を会長に提出する。

### （選考）

第5条 受賞者の選考は、山梨科学アカデミー賞表彰要綱及び表彰規程に準じて行う。

### （表彰の時期）

第6条 毎年一回、本会の総会の席上において行う。

### （要綱の改廃）

第7条 本要綱の改廃は理事会において決定する。

### （その他）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成8年3月18日から施行する。